

雲南市議会基本条例
逐条解説

雲 南 市 議 会

目 次

目次	1
概要編	3
解説編	8
前文	8
第1章 総則	
第1条 目的	10
第2章 議会及び議員の活動原則	
第2条 議会の活動原則	11
第3条 議員の活動原則	12
第4条 議長の責務	13
第5条 会派	13
第3章 市民と議会との関係	
第6条 市民参加及び市民との関係	13
第7条 情報の公開及び共有	14
第8条 請願及び陳情	15
第9条 議会報告会	16
第10条 広報広聴	17
第4章 市長等との関係	
第11条 市長等と議会及び議員の関係	18
第12条 政策情報の提出	20
第13条 議決事件	21
第5章 議員間討議	
第14条 議員間討議	21
第6章 議会運営及び体制	
第15条 議会運営	22
第16条 委員会	22
第17条 研修	24
第18条 予算	24
第19条 議会事務局	24
第20条 政務活動費	25
第21条 議会図書室	26

第7章	議員の政治倫理、身分及び待遇	
第22条	政治倫理	26
第23条	定数	26
第24条	報酬	28
第8章	最高規範性及び評価と見直し等	
第25条	最高規範性	28
第26条	評価	29
第27条	見直し等	29

概 要 編

はじめに

2006年（平成18年）に北海道の栗山町議会で、全国で初めて議会基本条例が制定されました。

地方分権改革が進む中であって、議会改革が最も遅れていたことから、この議会基本条例は時代に呼応した議会のありようを示したものとして大きな注目をあび、地方議会の「夜明け」、「転換点」とも言われました。その後、全国で議会改革に取り組む議会が増え、平成25年末時点で、全国812市議会中322市の議会で議会基本条例がつくられています。平成26年4月時点では、県内の8市では、6市が制定済みです。

雲南市議会では平成23年3月に議会改革プロジェクトチームを立ち上げ、議会改革に取り組んできました。それを踏まえ、平成25年6月に議会基本条例策定特別委員会を設置して、2年近くの検討を重ねて「雲南市議会基本条例」を制定しました。

この冊子により、市民の皆様は、市議会のことやこの条例について理解を深めていただければ幸いです。

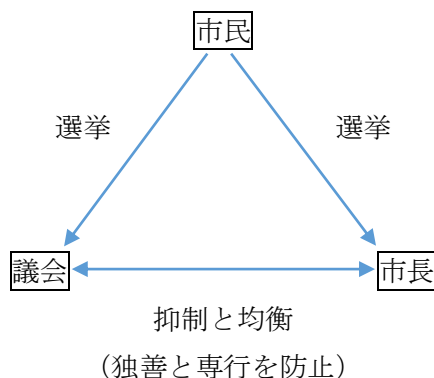
議会の役割とは

地方自治体は、住民が市長と議会議員の両方を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっています。市長と議会はお互い対等な立場であり、それぞれが市政運営の重要な一翼を担っています。

議会には、主に次の2つの役割があります。

- ① 議事機関…市長が提案する予算や条例、事業計画などを市民の立場で審議し決定します。
- ② 監視機関…執行機関が適正に事務執行しているかを市民の目線でチェックします。

加えて、地方分権改革により、今後は一層市民の声を真摯に受け止め、雲南市に適した政策形成に向けた役割が重要となってきています。



議会基本条例ってなに？

雲南市議会では、地方自治法第109条及び第120条に基づき、議会の運営に関する手続きや決まりを「委員会条例」や「会議規則」で定めて運営しています。しかし、これらには地方分権時代にふさわしい議会と議員の活動原則や市民と議会との関係、市長等と議会との関係など根本的な定めがありません。そこで本市議会をはじめ全国の多くの自治体議会が時代の求めに沿った議会基本条例をつくることになりました。

この条例は、議会の役割と使命を示した地方議会の憲法とも言える条例です。

条例の概要

前文	第1章 総則 1条 目的	第2章 議会及び議員の活動原則	2条 議会の活動原則
			3条 議員の活動原則
			4条 議長の責務
			5条 会派
		第3章 市民と議会との関係	6条 市民参加及び市民との関係
			7条 情報の公開及び共有
			8条 請願及び陳情
			9条 議会報告会
			10条 広報広聴
		第4章 市長等との関係	11条 市長等と議会及び議員の関係
			12条 政策情報の提出
			13条 議決事件
		第5章 議員間討議	14条 議員間討議
		第6章 議会運営及び体制	15条 議会運営
			16条 委員会
			17条 研修
			18条 予算
			19条 議会事務局
			20条 政務活動費
			21条 議会図書室
		第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇	22条 政治倫理
			23条 定数
			24条 報酬
		第8章 最高規範性及び評価と見直し等	25条 最高規範性
			26条 評価
			27条 見直し等

議会に関する法体系

日本国憲法（第8章 地方自治）

地方自治法（第2編 普通地方公共団体 第6章 議会）

雲南市議会基本条例

《条例》

- ・雲南市議会議員の定数を定める条例（地方自治法第91条第1項）
- ・雲南市議会の定例会の回数を定める条例（地方自治法第102条第2項）
- ・雲南市議会委員会条例（地方自治法第109条）
- ・雲南市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（地方自治法第203条）
- ・雲南市議会政務活動費の交付に関する条例（地方自治法第100条第14項～第16項）
- ・雲南市議会事務局設置条例（地方自治法第138条第2項）
- ・雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（地方自治法第96条第1項第5号及び第8項）

《規則》

- ・雲南市議会の定例会の招集時期を定める規則
- ・雲南市議会会議規則（地方自治法第120条）
- ・雲南市議会傍聴規則（地方自治法第130条第3項）
- ・雲南市議会政務活動費の交付に関する規則（地方自治法第100条第14項～第16項、雲南市議会政務活動費の交付に関する条例第10条）
- ・雲南市議会が管理する情報の公開等に関する規則（雲南市情報公開条例、雲南市個人情報保護条例）

《規程》

- ・雲南市議会全員協議会規程
- ・雲南市議会議長交際費の支出及び公表に関する規程
- ・雲南市議会事務局処務規程

《その他》

- ・雲南市議会申し合わせ事項

この条例で何が変わるか？

雲南市議会は、これまでも議会報告会の開催、政策評価や事務事業評価を通じての執行部への提言など議会改革に取り組んできました。この条例で議会の役割と使命を明らかにすることで、議会の機能をさらに充実強化して市民の皆様により身近な存在となり、何をしているのか見える議会になります。

特に、次の4つのことに取り組めます。

- ① 市政における重要な課題や問題点をわかりやすく説明します。
- ② 多様な市民の意見を聴く場を設け、市政に反映させます。
- ③ 建設的な政策提言や政策提案を行います。
- ④ 議員間で討議を尽くし、よりよい判断をしていきます。

この条例の特徴は？

この条例は、雲南市議会の最高規範であり、これからの議会に必要な基本的な考えを示した理念条例です。

主な特徴は、次の4つです。

- ① 議会と議員の活動原則を明記したこと。
- ② 市民との協働のまちづくりを進めるため、広報を担当する委員会に広聴活動を加え、充実強化を図ったこと。
- ③ 重要施策は、詳細な情報開示を求め、審議を一層深めることとしたこと。
- ④ 論点や争点を明確化するために、議員間討議を重視し、政策提言や提案にもつながるようにしたこと。

用語解説

地方分権とは・・・日本の行政システムは、国が政策を決定し、その決定に従い地方自治体が仕事を行うという中央集権型のシステムで、わが国の近代化や経済の発展に寄与してきました。

しかし、少子高齢化や国際化、個人の価値観や行政ニーズの多様化などの現在の社会情勢に対応して、従来のような全国一律の基準では様々な課題に対応していくには限界が生じてきました。

そこで、これらの様々な課題を解決していくために、地方自治体には、地域の実情に応じたきめ細やかな対応する、自らの地域のことは自らの意思で決定する「地方分権」が求められるようになりました。

「地方分権改革」とは、国に集中している権限や財源を地方自治体（県や市町）に移して、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源や権限、責任も自らが持つことをいいます。

この改革により、地域のことは地域で決められるようになり、市民の声や地域の

実情が行政サービスに反映されやすくなります。

二元代表制とは・・・憲法第93条で、地方自治体の首長（市長）と地方議員は住民が直接選挙で選ぶことが定められています。首長は、条例等の提案と予算を調製し提案する権限があり、議会は提案された条例や予算などを審議・決定する権限を持っています。議決した事項の執行は、首長が責任を持って行い、議会には監視機能があります。地方自治体の基本構造として、執行機関としての独任制の市長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、長と議会の議員がそれぞれ住民の直接選挙で選ばれ、地方自治体の運営をしています。

議会の持つ権能とは・・・議会には市長が提案した事項を審議、決定する議決権や議決した事項が適正に執行されているかを監視する機能があります。この他に、議案の提案や市長の不信任議決など多くの権限を有しています。これらの議会が持つ権限を十分に生かした議会活動を行うことが求められています。

解 説 編

前文

地方分権時代にあつて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、地域の自立が求められている。また、人口減少、少子高齢化及びグローバル化が進む中、持続可能なまちの実現に向け、二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割はますます大きくなっている。

雲南市議会は、市民の代表機関として雲南市まちづくり基本条例（平成20年雲南市条例第36号）に則り、持てる権能を十分に発揮し、市の発展と市民福祉の向上のため、最良の意思決定に導く使命が課せられている。

これを達成するため、評価と監視機能の強化、市政の課題と論点や争点の明確化、市民への情報提供と情報公開、多様な市民参加の推進と意見の反映、政策提言と政策提案、議員間の自由討議、市長等執行機関との緊張感保持、議員の自己研さんと資質の向上などに積極的に取り組む。

ここに雲南市議会は、市民にわかりやすく信頼される議会となるべく決意し、議会の最高規範となるこの条例を制定する。

【趣旨】

地方自治体と地方議会を取り巻く状況を踏まえ、議会の役割と使命を明らかにし、目指すべき議会の基本的な考え（理念）を示し、その実現に向けて、この条例を制定する決意を述べています。

【解説】

地方自治制度は、平成7年の地方分権推進法制定、平成12年の地方分権一括法施行、平成18年の地方分権改革推進法制定などを経て、現在も地方分権改革が進められています。これにより、市町村は自らの判断で地域の実情に合った行政を展開できるようになりましたが、一方で市町村の責任の範囲も拡大しています。

また、急激な人口減少、少子高齢化とグローバル化の進展により、これまで経験したことのないさまざまな課題が生じ、地域社会の存続すら危ぶまれる状況にあります。消滅も衰退もしない持続可能な雲南市の実現に向け、二元代表制の一方を担う議会の果たすべき役割は極めて大きなものがあります。

こうした中、雲南市議会は市民の代表機関として、平成20年に制定した市のまちづくりにおける最高規範に位置付けている「雲南市まちづくり基本条例」に基づき、持っている機能を十分に生かさねばなりません。そして、何よりも市の発展と市民福祉の向上という目的のために、市民の意思とかけ離れることなく負託に応える最良の意思決定をする重

い使命があります。

それを達成するためには、議会のさらなる活性化と充実強化が必要であることから、主に、

- ①政策の評価を行うとともに、執行が適正に行われるよう執行機関に対する監視機能をより強化すること
- ②市政の課題と議論における論点や争点を浮き彫りにして、市民にわかりやすく明らかにすること
- ③市民に開かれた議会として、情報提供と情報公開を進め、共有化を図ること
- ④市民が主役であり、市民との協働のまちづくりを進めるため、多様な市民の市政への参加を促し、市民の声を真摯に聴き市政へ反映させること
- ⑤議会には政策形成機能も求められており、政策が豊富化、深化するよう積極的な政策提言と政策提案を行うこと
- ⑥議会は言論の府であり、合議制機関でもあることから、これまで十分でなかった議員間討議により、議論をつくして責任ある意思決定を行うこと
- ⑦市長をはじめとする執行機関とのなれ合いを戒め、緊張感を保持すること
- ⑧議員一人ひとりが不断に自己研さんを積み、資質の向上を図ること

などに取り組むことにしました。

この前文は、市民にわかりやすく信頼される議会となることを決意し、「市民に対する議会の約束」として、議会における最高規範となる議会基本条例を制定することを宣言したものです。

(雲南市まちづくり基本条例第6条・議会の役割と責務)

- 1 議会は、市民の代表により構成される市の議決機関として、市民の意思を尊重した意思決定に努めなければなりません。
- 2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、開かれた議会運営を行わなければなりません。
- 3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に遂行し、市民の負託に応えなければなりません。
- 4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

用語解説

政策提言とは・・・予算など市長等が提案する議案に対し、議会（員）としての考えや意見を提出すること

政策提案とは・・・市民との意見交換などを通じて、議会（員）が自ら提案する政策案を実際の政策に反映させるため市長等に働きかけること

第1章 総則

第1条（目的）

この条例は、地方分権時代にふさわしい議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本事項を定めることにより、議会の活性化と充実を図り、もって市の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

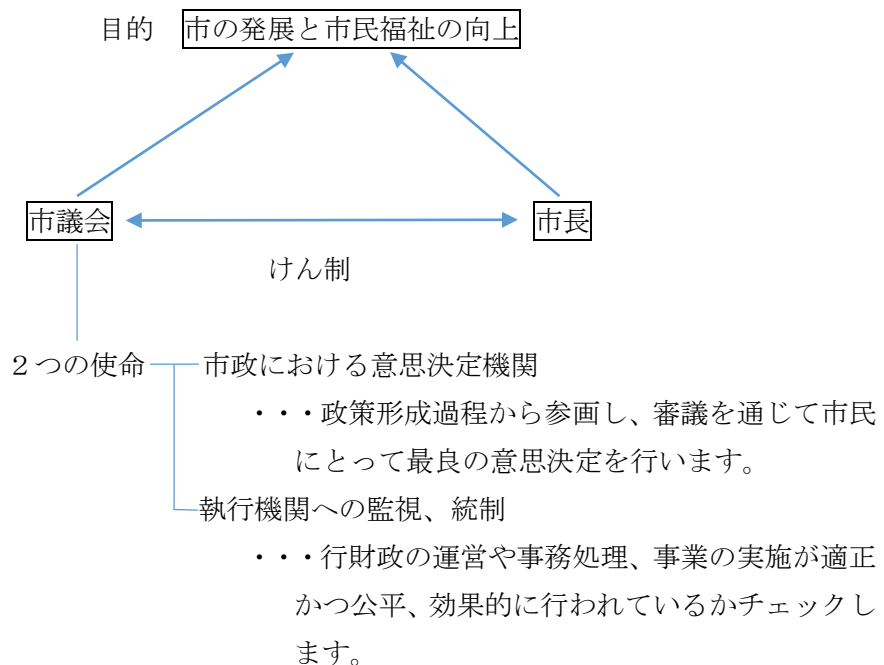
この条例の制定目的を述べています。

【解説】

地方自治は首長（市長）と議会（市議会）の二元代表制をとっていますが、市の発展と市民福祉の向上に寄与するという同じ目的のために、お互いけん制し合いながらも、それぞれその使命を果たしていかなければなりません。

そのためには、市議会は市民の代表機関として十分その役割を担うべく活性化し、充実したものになることが何よりも必要です。

そこで、これからの時代にふさわしい議会のあり方や議会における基本的な事項を明らかにし、それに向かって議会が行動していくため、この条例を制定することになりました。



第2章 議会及び議員の活動原則

第2条（議会の活動原則）

議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保し、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対する情報提供及び情報公開を積極的に推進し、説明責任を果たすこと。
- (4) 政策の決定や執行など市政を監視し、評価すること。
- (5) 市民の意見等を考慮した政策提言を行うとともに政策提案に努めること。
- (6) 重要な政策については、論点を整理し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (7) 合意形成を目指して議論を尽くすこと。

【趣旨】

市民の代表機関として、市民の負託と信頼に応えるための議会の活動原則7項目を明確にしています。

【解説】

- (1) 議会は、まず公正さと市民からよく見えることが前提として求められます。そのために積極的な情報公開や市民との対話に努めることで、「開かれた」しかも「わかりやすい」議会運営がなされなければなりません。

※具体的な取り組みは、第7条及び第10条第2項に記載しています。

- (2) 市民の意見を的確に把握して、市政に反映させることは議会（議員）活動における最も重要なことです。

公聴会制度や参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、議会報告会のほか住民、各種団体、NPO等との意見交換の場など市民参加ができる多様な機会を設けます。

※具体的な取り組みは、第6条第2項及び第3項、第8条及び第9条に記載しています。

- (3) 議会には、議決機関として意思決定した内容を市民に説明する責任があります。議事における論点や争点など、議決に至った経過も含めて、いろいろな方法で情報提供と情報公開を進めます。

※具体的な取り組みは、第9条及び第10条に記載しています。

- (4) 議会には、市長等執行機関を監視し抑制する役割があります。政策の決定や執行が適正かつ公平、効率的に行われているか監視し、また、その政策の成果を評価し、改善につなげていきます。

(5) これからの議会には、市民の意見等を踏まえた政策提言や政策提案ができることが一層求められています。市の政策の改善や水準向上のために積極的に政策提言し、議会自らも政策提案に取り組むよう努めます。

※具体的な取り組みは、第16条第4項に記載しています。

(6) 市の重要な政策や新規事業については、その目的や背景、必要性、見込まれる成果など、問題点や論点を整理し、活発に議論を行うことによって審議及び審査を深め、適切な判断を導き出します。

※具体的な取り組みは、第12条に記載しています。

(7) 議会は、最終的に意思決定をする議決機関です。意思決定は、全員一致が理想ですが、個々の議員の考え方から一致しないというものが少なからずあります。しかし、判断した結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成に向けて徹底して議論を尽くすことが必要です。

※具体的な取り組みは、第14条に記載しています。

第3条（議員の活動原則）

議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の意見を的確に把握するとともに、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市民の代表として誠実かつ公正に活動を行い、不断の研さんと市政に関する調査研究、政策提言及び政策提案に努めること。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、積極的に討議を行うこと。

【趣旨】

前条の「議会の活動原則」を踏まえ、市民から信頼される議員としての責務と活動原則3項目を定めています。

【解説】

- (1) 議員の職責は、多様な市民の声を真摯に聴き、さまざまな観点から検討し、市政に反映することにあります。大切なことは一部の地域や団体の代表にとどまってはならず、市民全体の代表者、奉仕者であることを認識し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないということです。
- (2) 議員は市民の負託を受けた市民の代表であることを常に意識し、誠実かつ公平な活動で信頼されなければなりません。そのためには不断に自己研さんに励み、市政に関する調査研究はもとより積極的に政策提言や政策提案に努めなければなりません。
- (3) 議員は、議会が議論を尽くして意思決定をしていく言論の府及び合議制の議決機関であることを十分に認識し、意思決定の妥当性と説得力を高めるためにも議員間の自

由な討議を積極的に行わなければなりません。

第4条（議長の責務）

議長は、議会を代表して中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【趣旨】

議会を代表する議長の責務と役割を定めています。

【解説】

議長は、議員の中から選挙で選ばれて、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有しています。また可否同数となった表決においてその可否を決定する権限もあります。

議長の地位は、議会全体の権威に結びつくものであることから、議長には中立かつ公正な職務遂行と議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営をする責務があります。

第5条（会派）

- 1 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができます。
- 2 会派は、その活動において、政策提言及び政策提案を行うための調査研究に努めなければならない。

【趣旨】

会派の定義づけと議会活動における役割を述べています。

【解説】

会派とは、議会内に結成された議員の同志的集合体で、雲南市議会では政策を中心として同じ志を持つ二人以上の議員で結成できます。会派は政策集団として、市政に関する調査研究を行い、積極的に政策提言や政策提案を行わなければなりません。

第3章 市民と議会との関係

第6条（市民参加及び市民との関係）

- 1 議会は、市民参加の多様な機会を設け、市民との協働のまちづくりを推進する。
- 2 議会は、市民の声を市政に反映するため、住民、各種団体又はNPO等との意見交換の場を設けるよう努める。
- 3 議会は、広く市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努める。

【趣旨】

市民参加の取り組み及び議会と市民の関係について定めています。

【解説】

1. 雲南市のまちづくりの最高規範である「雲南市まちづくり基本条例」における目的は、それぞれ（市民、行政、議会）の役割と責務がある中で、協働のまちづくりを進めることにあります。従って議会活動においても多様な市民参加の機会を設けることによって協働のまちづくりを推進していきます。
2. （前項の具体的な取り組みとして）市民の声を市政に反映させるために市民、各種団体、NPO 等との意見交換の場、市民との対話の場を積極的に設けるよう努めます。
※第10条（広報広聴）と関係します。
3. 地方自治法第115条の2に規定されている公聴会制度や参考人制度を積極的に活用し、広く市民の意見や専門的な知見を議案審議や政策提言等に反映させるよう努めます。

（地方自治法第115条の2）

- 1 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第7条（情報の公開及び共有）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 議会は、開かれた議会を目指すため、市民への情報公開を進め、情報の共有化を図る。2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則として公開する。また、議事録も公開とする。3 議会は、議案の審査等に関する資料について公開とする。4 議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議員個人の賛否の意思表示について公表するよう努める。 |
|---|

【趣旨】

市民への議会活動の情報公開と情報の共有化に取り組むことを定めています。

【解説】

1. 市民からは「議会が何をしているのかわからない。」という声を聞きます。まず議会活動の情報公開をさまざまな方法（議会広報、市議会ホームページ、議会報告会など）

で徹底的に行い、議会を「見える化」し、議会を知っていただくとともに、情報の共有化を図ることが必要です。これは議会の市民への説明責任を果たすことでもあり、市民に開かれた議会を目指します。

2. (前項の具体的な取り組みとして) 本会議、委員会及び全員協議会は、原則公開で行います。会議は、「雲南市議会傍聴規則」及び「雲南市議会委員会条例」に基づき傍聴できます。

なお、例外として、プライバシー保護等の観点から審議する事項が公益を害する場合などのときは、地方自治法第115条第1項の規定により、秘密会とすることがあります。

また、会議録も速やかに公開します。

(地方自治法第115条第1項)

普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

3. 議案や委員会審査等に関する資料についても公開します。なお、プライバシー保護の観点から公開しないものもあります。
4. 議決に対する説明責任を果たすため、議案や請願・陳情における議員個人の賛否の意思表示について、議会広報紙等での公表に努めます。

第8条 (請願及び陳情)

議会は、請願及び陳情を政策提案と受け止め、必要に応じて提出者の説明機会を設ける。

【趣旨】

市民の権利として保障されている請願及び陳情に対する議会の取り組みを定めています。

【解説】

請願及び陳情は、市民から発信された政策提案として受け止めます。また、審査において必要な場合は、提出者の説明を聴いた上で十分な審議を行います。

請願とは

○日本国憲法第16条「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

↓

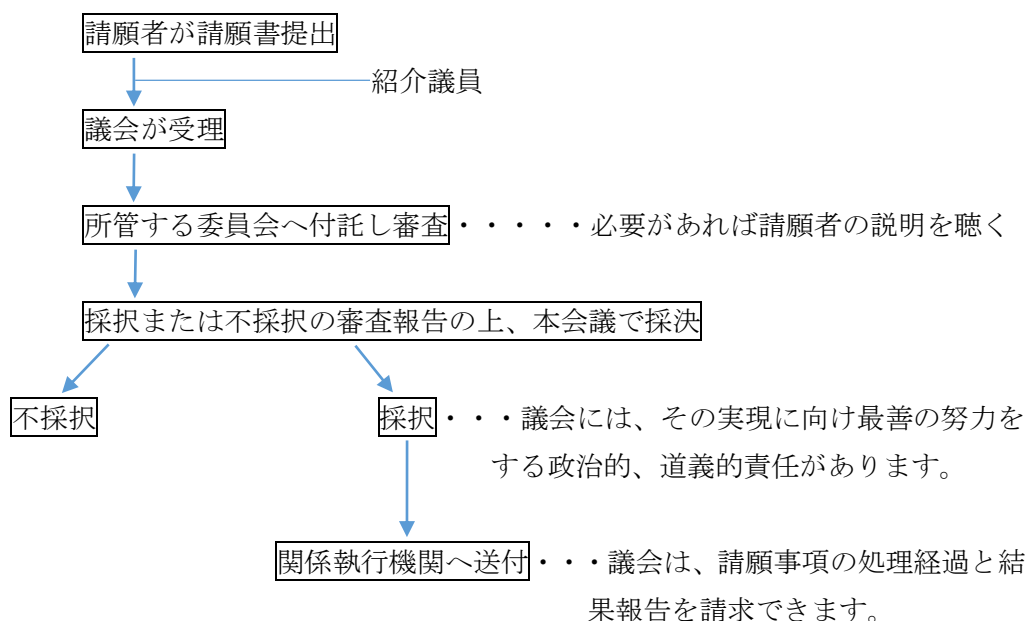
請願権は国民の権利

○地方自治法第124条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」

↓

議会には請願の受理権がありますが、それは住民の代表機関である議会に請願を通じて住民の意思を反映させ、議会の意思によって請願の趣旨の実現に努めさせるためです。

請願の流れ



陳情とは... 特定の事項について、利害関係を有する住民が官公署にその実情を訴え、適切な措置を要望すること。(紹介議員は必要ありません。)

注意点

- 1 陳情は法的保護を受けませんので、当局は、回答及び処理の結果について報告する法律上の義務はありません。
- 2 陳情書に類するものとして、嘆願書、要望書などがあります。

雲南市議会では、陳情は請願に準じた取り扱いをしています。

第9条 (議会報告会)

議会は、市民への情報提供と市民からの意見聴取の場とする議会報告会を行う。

【趣旨】

平成21年11月から行っている議会報告会を明文化し規定します。

【解説】

市民の声を市政に反映させるためには、議会での審議経過や結果などを市民に報告して情報の共有化を図ることがまず必要です。市民への説明責任を果たすとともに市政の課題等について市民と議論を深めたり、政策形成に参加できる機会を確保するために、議会報告会を引き続き実施します。

議会報告会の開催状況（平成27年3月現在）

	開催回数	開催会場	参加人数
平成21年度	2	12	253
平成22年度	4	24	531
平成23年度	4	24	548
平成24年度	3	18	362
平成25年度	4	24	468
平成26年度	3	17	353

第10条（広報広聴）

議会は、議会報をはじめ、多様な広報手段で広報活動に努める。

- 2 議会は、市民の声を議会運営に反映するため、市民への広聴活動に努める。
- 3 議会は、前条及び前2項に定める活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。
- 4 広報広聴委員会に関することは、別に定める。

【趣旨】

市民に議会を理解していただくために、広報広聴機能を充実させ、その活動を担う新しい組織をつくることを定めています。

【解説】

1. 議会活動を市民に伝え説明責任を果たすため、議会広報紙の発行、ケーブルテレビ、ホームページなど様々な手段で広報活動に努めます。

2. 市民の声を議会に反映するために、議会報告会の開催など広聴活動に努めます。

※関連条文 第6条第2項

3. 広報広聴活動（上記1、2）を充実強化するため、従前の議会広報編集委員会を廃止し、新たに広報広聴（特別）委員会を設置して取り組みます。

4. 広報広聴（特別）委員会に関することは、別に規程で定めます。

広報広聴委員会の主な活動は、次のとおりです。なお、委員数は8人とし、任期は2年としています。

- ①議会広報紙の編集、発行
- ②議会報告会の企画運営
- ③議会報告会で出された意見等の課題整理
- ④その他必要と認める広報広聴活動

第4章 市長等との関係

第11条 (市長等と議会及び議員の関係)

- 1 議会は、独立かつ対等な立場において市長等執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係の保持に努めなければならない。
- 2 一般質問においては、議論を深めるため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 市長等は、本会議において、論点をわかりやすく明確にするため、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て反問することができる。
- 4 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、執行機関の諮問機関及び審議会等の委員については、法令等で定めるもの以外は就任しない。
- 5 市長等は、本会議において可決された附帯決議を尊重しなければならない。
- 6 市長等は、議会が採択した請願及び陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その実現に努める。
- 7 議会は、市長等に対し、前項に関する処理の経過及び結果について報告を求めることができる。

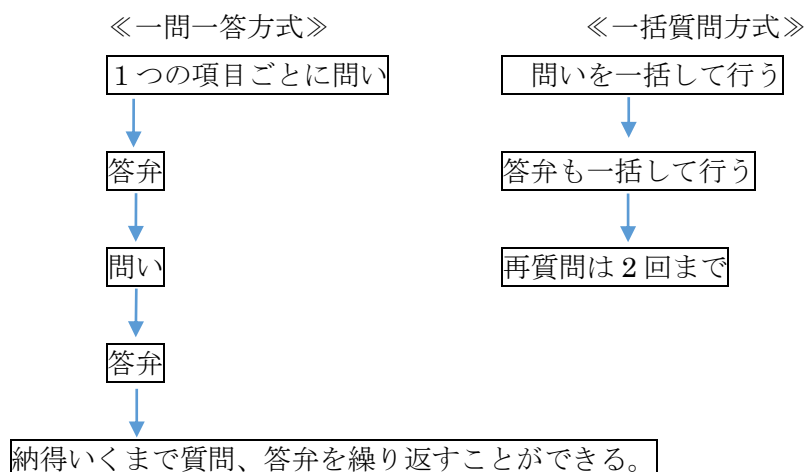
【趣旨】

市長等と議会及び議員の関係の基本原則を明らかにし、より良いまちづくりに向けて議論を深め、実現していくための考え方や運用を挙げています。

【解説】

1. 議会と市長はともに市民の直接選挙により選ばれた市民の代表であり、議会は合議制で議決権を有し、市長は独任制で執行権を有し、お互いに異なる機能があります。議会は市長との役割分担を尊重し、それぞれ独立、対等の立場でけん制し、健全な緊張関係を保持しなければなりません。
2. 一般質問は、一括質問方式と一問一答方式があります。従来から行われていた一括方式に加え、論点を明確にして議論を深めるため、一問一答方式で行う議会が多くなっています。雲南市議会では、平成18年からこの一問一答方式を取り入れており、今回、この条例制定に併せ明文化します。

なお、一括質問方式については、会派代表質問（3月定例会のみ実施）と議員が選択した場合に行います。



3. 議会と市長等が論点を明確にしてお互いに活発に議論できるように、市長等は議長
の許可を得て、議員の質疑や質問に対して反問することができることにします。なお、
ここでいう反問とは、本会議において、議員からの質疑や質問に対してその言わんと
する趣旨を確認することを意味します。

4. 議会と市長は、二代表制においてそれぞれ議決機関、執行機関としてお互いにけん
制し合う立場にあります。このことから、議員は執行機関の諮問機関や審議会等の
委員については、法令等で定めるもの以外には就任しません。

また、各種委員には、住民自治（＝住民による自己統治）の面からも、市民が民主
的な自己決定に参画する機会を少しでも多く確保する必要があります。

5. 議会が議案等を議決する際に、可否だけでは議会としての意見が十分表明し尽せな
いとき、附帯決議をして補完する場合があります。

表決には条件をつけることはできないことから、附帯決議には法的拘束力はありません
が、議会の事実上の意見表明であり、市長等はこれを尊重しなければなりません。

（参考）

雲南市議会では、平成21年3月定例会において「雲南市交流センター条例」の
制定に関し、3項目の附帯決議をしたことがあります。

6. 議会は採択した請願・陳情のうち、市長等が措置することが適当と認めるものにつ
いては、市長等に送付します。

これを受けた市長等は、議会の意思を尊重し、誠意をもってその実現に努めなけれ
ばなりません。

7. 前項の請願・陳情に関する処理の経過や結果について、議会は市長等に報告を求め
ることができます。これは、地方自治法第125条に規定されています。

用語解説

市長等執行機関・・・執行機関には（首）長のほか教育委員会などの委員会も含むため、このように表現しています。 → 略して「市長等」と表記

質疑・・・議題となっている事項において、賛成、反対や修正などを決めるために、不明確な点について市長等の説明や意見を聴くものです。質疑は議題に関することに限られていて、簡明にしなければなりません。

また、質疑をするときは、自らの意見や自らの賛否理由などは述べるできません。本会議での議案に対する質疑や委員会での審査で行われます。

質問・・・質問は、市政全般について、市長等の所信をただしたり、事実関係（事務の執行状況など）を明らかにしたり、また政治姿勢や政治責任を明確にさせるものです。

本会議での代表質問、一般質問で行われます。

第12条（政策情報の提出）

- 1 議会は、市長等が提案する重要政策について、深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。
 - (1) 政策立案の背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 政策立案の過程における市民参加の有無と内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたる成果及びコスト計算
- 2 議会は、議案等の審議において、市長等に対して、議会が必要とする資料の提出を求めことができる。

【趣旨】

議会が適正な決定をする前提として、十分な審議を行うのに必要不可欠な情報の提供を市長等に求めることを定めています。

【解説】

1. 新たな政策条例や重要な政策については、深く審議するために必要な（1）～（7）の基本的事項を明らかにするよう市長等に求めます。これらの情報は、審議における論点を明確にするとともに、執行後の評価に生かされます。そのことによって、政策の適正な執行と政策水準の向上にもつながります。
2. 議会は、審議を深め、適切な判断をするために必要な資料の提出を市長等に求めることができます。

第13条（議決事件）

議会は、二元代表制の下でその役割を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件の追加については、必要に応じて別に条例で定める。

【趣旨】

議会が議事機関としての機能を十分に発揮するため、議決すべき事件について、必要に応じて条例に規定することを定めたものです。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改廃、予算の議決、決算の認定など議会が議決しなければならない事件（議決事件）が定められています。

また、同条第2項では、議会が議決すべきものを別に条例で定めて追加することができるようになっています。

雲南市では、現在「市の総合計画における基本構想の策定と変更」、「名誉市民の推挙」の2件を議決事件として加えていますが、今後も必要に応じて議決事件の追加を検討していきます。

第5章 議員間討議

第14条（議員間討議）

- 1 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。
- 2 議長は、議会が議論の場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。
- 3 議会は、議員間による討議を尽くし、市長等に対する政策提言及び政策提案を積極的に行う。

【趣旨】

議会が、合議体として、議員間で積極的かつ自由な議論を通して意思決定をしていくことを定めています。

【解説】

1. 議会が二元代表制の一方である市長と最も違うところは、多様な考えを持つ議員が集まった集団（＝合議体）であることです。いろいろな考えが集まる場であり、議会として結論を出すときは皆で議論します。この議論こそが議会の特徴です。

議会の意思決定に際しては、議員間で自由な討議を尽くして合意形成を図っていくことが大切です。全員一致となるのが理想ですが、現実には一致しないことが多くあ

ります。少数意見を尊重しながら、最終的な賛否を決定しなければならず、そのためにも十分な討議が必要となります。

2. 議長は、議会が議論の場であることを踏まえ、最良の意思決定に至るよう、議員間の討議が徹底して行われる議会運営をしなければなりません。

3. 市の施策は「政策の立案 → 決定 → 執行 → 評価 → 改善」というサイクルがあり、議会は主に「決定」と「評価」の部分を担当しています。決定の前には審査を、評価の後には改善に向けた提言を行っています。この提言をすることによって、改善を促し、市の政策水準を向上させることとなります。雲南市議会は、議員間の討議を尽くし、議会としての対案、修正案の提出、決議、議員の一般質問等の手法により市長に対して政策提言や政策提案を積極的に行うよう努めます。

※雲南市議会では現在、前年度の決算、施策実績をもとに施策評価を行い、施策の改善に向けた提言を行っています。

第6章 議会運営及び体制

第15条（議会運営）

- 1 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、効率的な運営を行わなければならない。
- 2 議会は、市民にわかりやすい言葉及び表現による議会運営に努める。

【趣旨】

議会運営を、民主的かつ効率的に行うことを定めています。

【解説】

1. 議会運営は公平、公正が前提で、議員平等の原則に基づいて民主的であることはもとより、効率的でなければなりません。
2. 議会運営においては、専門用語や難解な表現はできるだけ使用せず、市民にわかりやすい言葉や表現を用いるよう努めます。

用語解説

議員平等の原則・・・議員は法令上、完全に平等で対等です。

性別、年齢、信条、社会的地位、議員としての経験年数、その他の条件は議会内においては関係なく、発言権、表決権など議員に認められている権限はすべて平等です。

第16条（委員会）

- 1 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、専門性などその特性が十分に発揮できる運営に努める。

- 2 委員会は、所管する事務に関する調査を積極的に行うよう努める。
- 3 委員長は、調査又は審査に当たっては中立かつ公正な立場で、委員間の自由な討議が積極的に行われるよう委員会を運営しなければならない。
- 4 委員会は、政策評価や決算審査及び議会報告会等での市民からの意見を踏まえ、積極的に政策提言をするよう努める。

【趣旨】

委員会について、その専門的機能が十分発揮できるよう運営することを定めています。

【解説】

1. 委員会は、議会の内部機関として本会議から付託された事件の審査及び所管事務の調査を行います。審査、調査にあたっては独立の立場で自由に審査を行い、本会議や他の委員会などから原則として何ら制約を受けないという委員会審査独立の原則があります。

議会が、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するためにも、委員会のもつ専門性や機動性など特性を十分に発揮できるよう運営に努めます。

2. 委員会は、付託された事件のみならず、所管する事務も積極的に調査するよう努めます。また、必要に応じて現地調査や先進地視察も行います。

雲南市議会の委員会

《常任委員会》・・・所管する事務の調査及び議案、請願・陳情等の審査を行います。

総務常任委員会・・・政策企画部、総務部、市民環境部（市税及び地籍調査に関する事項）、会計課、監査委員、公平委員会及び選挙管理委員会の所管事務

教育民生常任委員会・・・市民環境部（市税及び地籍調査に関する事項を除く。）、健康福祉部、子ども政策局、雲南市立病院及び教育委員会の所管事務

産業建設常任委員会・・・産業振興部、建設部、上下水道部、水道局及び農業委員会の所管事務

《議会運営委員会》・・・議会運営を円滑かつ効率的に進めるための意見調整を行います。

《特別委員会》・・・臨時、特定の事件について設置し、調査、研究を行います。

広報広聴特別委員会・・・広報広聴活動を行います。（→第10条参照）

島根原子力発電対策特別委員会・・・島根原子力発電に関する事項の調査、研究を行います。

予算審査特別委員会・・・一般会計予算について審議を行います。

決算審査特別委員会・・・決算認定に関する審査を行います。

3. 委員長は、委員会の議事整理権を有し、中立かつ公正な立場で民主的で効率的な議

事運営に努めなければなりません。また、付託事件の審査結果は、本会議での審議の重要な判断材料となることから、委員間の自由な討議で審査を尽くさなければなりません。

4. 委員会は、毎年行っている政策評価や決算審査の結果及び議会報告会等で市民から出された意見を踏まえて、積極的に政策提言するよう努めます。

第17条（研修）

議会は、審査、政策提言及び政策提案の能力を向上させるため、議員研修の充実に努める。

【趣旨】

議会及び議員の能力向上のため、研修を充実します。

【解説】

議会は、議案の審査はもとより、政策提言や政策提案ができる能力を一層高めていく必要があります。そのために議員研修を充実して、能力と資質の向上を図っていきます。

第18条（予算）

議会は、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努める。

【趣旨】

議会活動が、有効かつ充実するための必要な予算の確保を定めています。

【解説】

議事機関としての機能を充実させるためには、この条例で定めている広報広聴活動の強化や政策提言等の能力向上などに必要な予算を確保する必要があります。

なお、予算の提案及び執行は市長の権限であることから、議会費の決算状況、議会活動の状況、市の財政状況を勘案して予算要求段階で十分調整し、必要な予算の確保を市長に求めます。

第19条（議会事務局）

議会は、審査、政策提言及び政策提案の機能を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化に努める。

【趣旨】

議会活動を補佐する議会事務局の機能強化を定めています。

【解説】

議会事務局は、雲南市議会事務局設置条例及び雲南市議会事務局処務規程に基づき議会に関する事務を行っています。

議会の審査や政策提言、政策提案の機能を充実させ、また円滑かつ効率的な議会活動を行うためには、それを補佐する議会事務局の役割も大きくなってきています。そのため、提案や政策に関する調査能力や法務能力の充実強化を図る必要があります。

第20条（政務活動費）

- 1 政務活動費は、議員の調査研究その他活動に資するために交付されていることを十分に認識し、適正に執行しなければならない。
- 2 政務活動費は、市民に対する説明責任を果たすため収支報告書等を公表しなければならない。

【趣旨】

政務活動費を適正に執行するとともに、説明責任を果たすことを定めています。

【解説】

1. 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、交付に関する具体的な事項は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、雲南市議会政務活動費の交付に関する条例で定められています。
議員は、市政に関する独自調査や政策に関する研究等を行うため政務活動費を有効かつ適正に活用しなければなりません。
2. 政務活動費の用途については、市民の理解が得られるものでなければなりません。収支報告書、領収書、視察研修の報告書などの提出を義務づけており、また、ホームページ等で公表して、市民に対する説明責任を果たしていきます。

（地方自治法第100条（抜粋））

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

雲南市議会の政務活動費

交付額は、月額 15,000 円（年額 18 万円）

使途基準等を定めて運用しています。

第 21 条（議会図書室）

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努める。

【趣旨】

議会に置く図書室の充実に努めることを定めています。

【解説】

地方自治法第 100 条第 19 項では、議員の調査研究のために議会図書室を設置することが定められています。議員の審査及び政策提言等の能力向上を図るため、図書を充実させるとともに、活用推進を図ります。

※新庁舎では、議員控室の一角に図書室を設けることにしており、国、県、市の広報や刊行物、行政関係資料、地方自治、地方議会に関する書籍や法令集などを備える予定です。

第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第 22 条（政治倫理）

議員は、市民の負託に応えるため、公正及び高潔な倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表者として、良心及び責任感を持ってその使命を果たすとともに、議会人としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【趣旨】

議員が、市民の代表者としての自覚と倫理観をもって職務を遂行することを定めています。

【解説】

議員は、市民の代表であり、市の意思決定機関である議会の構成員として市の発展や市民生活の向上に携わっています。そのため公正で高潔な倫理的義務が課せられていることを常に自覚して、職務を遂行するとともに、不断に広く識見を養い、議会人としての品位を保持しなければなりません。

第 23 条（定数）

1 議員定数は、雲南市議会議員の定数を定める条例（平成 16 年雲南市条例第 326 号）の定めるところによる。

- 2 議員又は委員会が、議員定数を定めた条例の改正議案を提出する場合は、明確な改正理由を付さなければならない。
- 3 前項の条例の改正議案の提出に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民及び識見を有する者からの客観的な意見を参考にしなければならない。

【趣旨】

議員定数の根拠と変更する際の手続きを定めています。

【解説】

1. 議員定数は、「雲南市議会議員の定数を定める条例」で定められています。
2. 議員定数の変更方法は、
 - ①市民が議員定数に関する条例改正の直接請求をする場合（地方自治法第74条第1項に基づき、有権者の1／50の連署が必要です。）
 - ②市長が改正議案を提出する場合（市長には提案権があります。）
 - ③議員又は議会の委員会が改正議案を提出する場合
 の3つの場合があります。
 ③の場合は、市民への説明責任を果たすためにも明確な改正理由を付さなければならないこととしています。
3. 前項③による変更にあたっては、類似団体との比較など行財政改革の視点だけでなく、市政の現状や課題、将来の予測や展望など総合的な見地から検討するとともに、市民や識見を有する者からの客観的な意見を参考にすることとします。

雲南市議会の議員定数の推移

年度	議員定数	備 考
平成16年 (合併時)	26人 (38人)	議員定数は26人。合併特例により、合併後最初に行われる選挙では、「雲南市議会議員の選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき議員の定数に関する条例」に基づき、定数を38人とした。(大東10人、加茂6人、木次8人、三刀屋7人、吉田3人、掛合4人)
平成20年	24人	平成20年3月改正 雲南市議会議員定数等検討委員会の答申に基づき議員発議で改正。
平成24年	22人	平成24年3月改正 雲南市議会議会改革プロジェクトチームで検討。議員発議で改正。

第24条（報酬）

- 1 議員報酬は、別に条例で定めるところによる。
- 2 議員又は委員会が、議員報酬を定めた条例の改正議案を提出する場合は、明確な改正理由を付さなければならない。
- 3 前項の条例の改正議案の提出に当たっては、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び識見を有する者からの意見を参考にしなければならない。

【趣旨】

議員報酬の根拠と変更する際の手続きを定めています。

【解説】

1. 議員報酬は「雲南市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」で定められています。
2. 議員報酬の改定方法は、
 - ①市民が、議員報酬に関する条例改正の直接請求をする場合（地方自治法第74条第1項に基づき、有権者の1／50の連署が必要です。）
 - ②市長が、特別職報酬等審議会の答申に基づいて改正議案を提出する場合
 - ③議員又は議会の委員会が改正議案を提出する場合の3つがあります。

雲南市議会では②を原則としていますが、③による場合は市民への説明責任を果たすためにも、明確な改正理由を付さなければならないこととしています。
3. 前項③の場合は、事前に議員報酬の考え方及び議員活動の評価について広く市民の意見や識見を有する者の意見を参考にしなければならないとしています。

現在の議員報酬等（平成22年12月改定）

報酬月額	議長	413,000円
	副議長	354,000円
	議員	328,000円
期末手当	6月	基準額×1.4
	12月	基準額×1.6
		(基準額＝報酬月額×1.15)

第8章 最高規範性及び評価と見直し手続き

第25条（最高規範性）

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃に当たっては、この条例と整合を図らなければならない。

【趣旨】

この条例は、議会の基本となる条例であり、最高規範であることを定めています。

【解説】

この条例は、議会における最高規範であることから、議会に関する他の条例、規則、規程等の制定及び改廃をする場合は、この条例と整合していなければなりません。

第26条（評価）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、この条例に基づく活動について、少なくとも年1回はその評価を行う。2 前項の評価は、議会運営委員会を中心に行う。 |
|--|

【趣旨】

議会在、この条例に基づく活動について、自ら定期的に評価を行うことを定めています。

【解説】

議会は、この条例を制定した後も引き続き議会改革に取り組んでいきます。この条例で規定している事項について、少なくとも年1回以上、議会運営委員会を中心に評価をし、議会全体で改善につなげていき、目的達成に向け不断に努力します。

第27条（見直し等）

議会は、常に市民の意見又は社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の改正その他必要な措置を講ずる。

【趣旨】

この条例の見直し手続きを定めています。

【解説】

議会は、常に市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえて、この条例の目的達成のため、必要に応じて条例改正等必要な措置を講じていきます。